

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：モンゴル国エネルギー・トランジション促進に係る情報収集・確認調査（QCBS - ランプサム型）

調達管理番号：23a00818

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年1月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年1月17日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国エネルギー・トランジション促進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月上旬 ～ 2026年4月末

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東・中央アジア部 東アジア課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 1月 23日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 1月 31日 12時
3	質問への回答 1月24日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年 1月 29日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年 2月 5日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 2月 9日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 2月 27日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内

11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	<p>評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内</p> <p>（申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE）</p> <p>※2023年7月公示から変更となりました。</p>
----	-------------------------	--

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA指定様式は下記（2）のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています(現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定)。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) 当該国におけるエネルギーセクターの開発の現状・課題及び本調査の位置付け
モンゴル国内で発電される電力は、約9割が石炭火力発電所、約1割は再生可能エネルギー発電所由来である。また、最終エネルギー消費全体の6割は暖房を中心とする熱需要が占めており、その供給は石炭を利用する熱電併給プラント(Combined Heat & Power: CHP)や熱供給プラント(Heat Only Boiler: HOB)により行われている。そのため、購買力平価GDPあたりのCO2排出量は全世界で2番目に多く、化石燃料に依存するエネルギー構成からのトランジションが進んでいない。

また、石炭については全量が国内で産出されるものの、国内消費電力量のうち約2割を中国、ロシアから輸入している。更に、量的な依存に加え、モンゴルは柔軟な出力調整が困難な石炭火力発電に依存するため、電力系統の需給調整機能をロシア系統に頼ることで、質的にも依存しており、エネルギー安全保障、経済安全保障上のボトルネックとなっている。モンゴル政府によると、2022年のロシアのウクライナ侵攻以降、ロシアからの電力輸入単価が急騰しており、隣国へのエネルギー依存のリスクがますます顕在化している。

このような状況を改善するため、モンゴル政府は2030年までのエネルギーセクター中長期目標を定めたエネルギー国家政策を2015年に採択し、純国産のエネルギー資源である再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。)比率を2023年までに2割、2030年までに3割とする目標(設備容量ベース)を掲げている。しかし、水力発電開発については中国、ロシアとの国際的な河川管理の問題があり、また、風力及び太陽光発電開発については柔軟性を欠く系統への技術的な接続制約により導入のスピードが停滞している。さらに料金逆ざやによる脆弱なエネルギーセクターの財務体質により、

再生可能エネルギー発電設備のみならず、あらゆるエネルギーインフラの新設・増設・改修が十分に進んでいない状況である。

これに対し JICA は、「モンゴル国電力系統の低・脱炭素化と安定化のための情報収集・確認調査」（2020 年 10 月～2022 年 3 月）を実施し、同調査の結果を踏まえ「モンゴル国再生可能エネルギー導入拡大に向けた電力系統安定化プロジェクト（以下、「実施中プロジェクト」という。）」を 2022 年 6 月に開始した（2025 年 6 月終了予定）。実施中プロジェクトでは、給電指令や送配電系統の計画・運用に関する課題の解決を支援することで、再エネ大量導入に応える電力系統の柔軟性と信頼性を確保し、2030 年までの再エネ発電設備容量 30%を目指すエネルギー国家政策の実現に寄与するものである。

他方、エネルギー供給量全体に占める電力の割合は 15%に過ぎず（International Energy Agency, IEA）、その 60%以上を占める熱供給のエネルギー転換をどう進めるかが大きな課題である。現在の熱供給の中心は冬季の暖房であり、ウランバートルをはじめとする都市部では CHP や HOB からの蒸気・温水を利用した地域暖房システムを通じて各建物に暖房が供給されている。カーボンニュートラルを目指す中で地域暖房システムを継続して利用するためには、将来的には燃焼時に CO₂ を排出しない水素などの新燃料による蒸気・温水製造が必要であり、更には製造過程における CO₂ 排出も実質ゼロとなる形での水素製造技術の検討など中長期的な技術の開発・導入に向けた取り組みが求められている。

モンゴル政府は実施中プロジェクトを通して電力分野の関係機関の技術的な人材の能力向上を図っているものの、エネルギーセクター全体を俯瞰する形で、低炭素化と経済性を両立させた、持続可能な中長期的な道筋を示せていない。係る状況を踏まえ、本調査では、モンゴル特有のエネルギー事情を踏まえ JICA として行うべき、自律的かつ経済性と低炭素化が両立されたエネルギー・トランジション支援を検討するべく、必要な情報を収集・分析する。

（2） エネルギーセクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本調査の位置付け、課題別事業戦略における本調査の位置づけ

外務省「対モンゴル国別開発協力方針」（2017 年 12 月）の援助重点分野「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」、モンゴル JICA 国別分析ペーパー（2023 年 1 月）の主要開発課題「環境・気候変動対策・防災」に合致している。また、JICA グローバル・アジェンダ（資源・エネルギー、東・中央アジア地域）では脱炭素化に向けたエネルギー

一・トランジション協力が方針として掲げられており、これにも合致している。さらに、SDGs の目標 7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」に資する。

第 2 条 調査の目的と範囲

(1) 調査目的

本調査は、モンゴル国でエネルギー・トランジションの対象となる分野について情報収集・分析を行い、JICA として行うべき、モンゴルのエネルギー事情を踏まえた、安価なエネルギー供給と低炭素化がベストバランスで両立された将来の協力を行うための協力方針について、検討・提案を行うことを目的とする。

(2) 調査範囲

(1) 「調査目的」を達成するため、第 4 条「調査実施の留意事項」を踏まえた上で、第 5 条「業務の内容」に記載する業務を実施する。

第 3 条 調査実施の留意事項

(1) モンゴル側実施機関、関連機関との緊密な連携

モンゴル政府の財政状況や気候条件等を踏まえると、国内で資源を有し、信頼性が高く、安価で熱供給も可能な石炭からのトランジションは容易でないため、今後の JICA の協力方針の提案にあたっては、モンゴル側との相互理解を醸成しながら検討を行うことが極めて肝要となる。調査の進捗はモンゴル側に適切なタイミングで情報共有を行い、協力方針等についてはモンゴル政府機関からの理解を得ながら検討を進めるよう留意する。また、政府関係者のみならず、モンゴルの学識経験者などの有識者からもコメントを得るなど、モンゴルの実情を踏まえた内容となるように留意する²。

(2) 今後の協力方針の検討、提案について

JICA の協力方針の検討、提案にあたっては、モンゴル政府と中・長期的に目指すエネルギー・トランジションの方向性を擦り合わせ、その目標達成に必要な政策的なロー

² エネルギー・資源分野を所掌するモンゴル側実施機関、関連機関は多岐にわたっており、それぞれの所掌や方針に基づき政策決定しているが、これら関係機関が一丸となって取り組まなければトランジションは難しいと想定される。そのため、基礎情報収集調査の段階から、これらモンゴル側関係機関同士が緊密に連携するための手法及び工夫について、考えられるものがあればプロポーザルで提案すること。

ドマップや投資を具体的に示し、その中で JICA による協力可能性が高い分野を検討するよう留意する。

情報収集に関し、エネルギー・トランジションに当たり必要となる長期的な人材育成、制度・体制構築に必要な事項を中心に整理・分析し、導入までの望ましいプロセスを短期・中期・長期で分けたロードマップとしてまとめ、左記を通じ JICA による支援可能な分野を特定する。

(3) 本邦技術、知見の活用に関する分析

今後モンゴル国のエネルギー・トランジションを進める上では、本邦企業の技術や本邦有識者の知見の導入が解決策の一つとなることが考えられる。エネルギー部門に加え、産業部門（主に鉱業セクター）、運輸部門等、日本が要素技術で先行する脱炭素化技術（水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、新型原子炉等）の活用も検討に含めるよう留意する。中でも、石炭の低炭素利用に必要な石炭ガス化発電や、分離した二酸化炭素の分離・回収・貯蔵技術についての導入可能性を検討するための基礎情報を整理すること³。

また、第5条「調査の内容」で示されるモンゴル側関係者の本邦招聘、ビジネスツアー、セミナー／ワークショップ等の機会を活用し、本邦関係者（日本政府、企業、研究機関、有識者等）とモンゴル側関係者（政府関係者、企業、学術関係者等）間の関係構築、相互理解が促進されるよう留意する。さらに、JICA の支援可能性如何に関わらず、本邦関係者とモンゴル側関係者のとの共同研究や共同事業につながるニーズマッチングの機会となることが望ましい。なお、実施に当たっては、実施中プロジェクトとの重複を避ける観点から、各業務着手前に JICA とその内容、対象者、招聘時の訪問先等を確認すること。

(4) 既存のエネルギー基礎情報の整理

エネルギー・トランジションを進める上では、今後の CO₂ 排出量の予測のため、中長期での一次エネルギー需給や経済成長の予測が必要となる。⁴本調査では、モンゴルにおける既存のエネルギー統計データの管理状況や経済予測モデルを調査・整理したうえで調査結果をまとめること。

³ 本邦技術の活用に関する分析のプロセス等について、どのような本邦技術の活用が検討できるか、また技術以外の観点でも本邦の知見を活用できるのか、その分析方法を含め具体的にプロポーザルで提案すること。

⁴ エネルギー需要想定に係る基礎的調査、エネルギー資源に係る基礎的調査、電力開発計画に係る基礎的調査に関しては、現地再委託を認める。

(5) 中長期人材育成ニーズの確認

エネルギー・トランジションに必要な技術については、未だ研究開発段階で、商用化には今後10～20年近く要するものも多い。他方、モンゴルにおいてそのような新技術の導入を行うには、その中核となる人材育成が不可欠である。

モンゴルの工学系人材育成（日本の大学院への留学支援）について、JICAは有償資金協力「工学系高等教育支援事業⁵」を2027年まで実施中。また、文部科学省奨学金による留学支援も存在。加えてJICAは、長期研修「電力・エネルギーの自律的開発のための人材の育成⁶」を実施しており、その中で、今後モンゴルの技術系人材を、日本の大学院（博士及び修士課程）に留学させたいという意向がモンゴル側から示されている。については、本調査を通じ、今後中核的人材育成が必要な技術分野を特定し、当該分野に関するモンゴル国内の研究・教育リソース（研究所、大学等）についての情報を取りまとめ、人材育成に係る支援案としてとりまとめること⁷。

(6) 民生部門、運輸部門の省エネ・低炭素化支援の検討

カーボンニュートラル実現のためには、エネルギーセクターだけでなく、運輸・交通や民生部門での取り組みが重要となる。特に、冬季の暖房需要が大きいモンゴルにおいては、ウランバートル市中心部は温水によるセントラルヒーティングが整備されている一方、ゲル地区では温水パイプが未整備のままである。よって、公共施設や各家庭で石炭ボイラーが利用されており、大気汚染の原因となっている。この課題に関し情報収集を行い、本邦技術を活用した解決策があれば提案する（解決策は、本邦技術を活用し、経済的な実現性が高く低炭素化に資する提案の場合のみ）。⁸

ゲル地区以外のセントラルヒーティングエリアについては、政府機関庁舎、商業ビル、マンション、戸建て住宅等の建造物について、建造物の断熱性、保温性に係るサンプル調査を行い、この結果を踏まえ、本邦技術を活用した解決策があれば提案する。

⁵ 事業の詳細については、公開資料を参照のこと。

⁶ エネルギーセクターの政策分析・策定・評価等を担う知日派の幹部・中核研究者育成を目指し、各国政府機関職員等の本邦大学での学位取得を支援するもの。現状二名（モンゴル以外）が日本での研修に参加中。

⁷ エネルギー・トランジションという分野はまだ新しく、モンゴルにも十分な人材が育っていないこと、また育成するための教育・研究機関も限られていることから、どのような人材育成ニーズがあるのか、限られたリソースの中からどのように提言を導き出すのか、その考え方について具体的にプロポーザルで提案すること。なお、日本の研究機関との共同研究候補等に目安があればそれについて事例として記載することも可。

⁸ カーボンニュートラル政策（住宅セクター）に係る基礎的調査に関しては、現地再委託を認める。

運輸部門については、モンゴルにおける水素自動車、電機自動車等の導入促進可能性について検討する。なお、水素自動車に係る提案にあたっては、エネルギー部門における水素関連の検討結果と整合性を取るよう留意する。⁹

(7) 産業部門（主に鉱業セクター）の低炭素化の検討

モンゴルの大きな特徴として、都市部と地方部でのエネルギー環境の違いがある。ウランバートルをはじめとする大都市においては、現時点ではエネルギー供給は系統電源と地域暖房により過不足なく行われているが、地方部では系統が接続されていたとしても電力が十分に供給されていないという問題がある。特に、モンゴル最大の産業である鉱業セクターは、鉱山が僻地にあることから、系統からの電力供給が行えず、代わりに経済的に非効率な自家用ディーゼル発電が行われているケースが多い。また鉱業生産で用いられる輸送用・作業用機器については、化石燃料が燃料として利用されている。カーボンニュートラルを目指す上では、鉱業セクターの低炭素化が必要であり、具体的には、ディーゼル発電と太陽光発電のハイブリッド運転技術による電力供給や、輸送用・作業用機器の電動化や燃料の水素への転換が有効であると考えられることから、モンゴル鉱業セクターにおけるエネルギー消費の現状の把握と、応用可能な低炭素化技術の特定を行い、今後の JICA による協力の可能性を検討する。¹⁰

(8) 中国・内モンゴル自治区の電力需給状況の確認

モンゴル南部と国境を接する中国・内モンゴル自治区においては、近年、太陽光や風力発電の開発が積極的に行われているほか、今後は再生可能エネルギーを利用した水素製造を行い、パイプラインで華北地域に輸送する計画があると言われている。モンゴル南部には同様に再生可能エネルギー資源が多く賦存しており、モンゴル民間企業の中には、これら情勢に対し中国・内モンゴル自治区への電力輸出を検討しているところもあり、モンゴルからの有望な輸出先となる可能性があることから、デスクトップリサーチや日本・モンゴルをベースとした関係者からの情報収集により、電力需給状況や今後の再生可能エネルギー導入計画等を取りまとめる。

(9) 他ドナーの活動の確認

調査実施にあたっては、他ドナーの現状、今後の動向等を収集し、重複が無いよう留意する。特に、電力セクターの構造改革については、USAID をはじめ各ドナーが個

⁹ カーボンニュートラル政策（運輸セクター）に係る基礎的調査に関しては、現地再委託を認める。

¹⁰ カーボンニュートラル政策（産業・鉱業セクター）に係る基礎的調査に関しては、現地再委託を認める。

別に支援しているほか、モンゴル政府内での取り組みも行われていることから、現状を整理するとともに、必要に応じてセミナー、あるいはモンゴル政府関係者の本邦への招聘等で日本の取り組み事例の紹介を行う。

(10) 実施中プロジェクトとの連携

JICAは2025年6月までの予定で「モンゴル国再生可能エネルギー導入拡大に向けた電力系統安定化プロジェクト」を実施中である。同じモンゴル側関係者（カウンターパート）が情報収集対象となる可能性もあることや、すでに実施中プロジェクトで収集している情報もあることから、本業務開始後、JICAが連絡先を提供する実施中プロジェクトの受注者と、情報交換を行い、重複がないように業務を行うこと。

第4条 調査の内容

(1) インセプションレポートの作成

調査実施方針等に係るレポートを作成する。

(2) エナジートランジションに関する既存情報（他ドナー活動情報を含む）の収集・整理

- ① モンゴルの Nationally Determined Contribution (NDC) をはじめとする温室効果ガス削減に関する長期目標の内容の確認
- ② エネルギー分野（電力及び熱）に関する政策、組織、開発計画、新技術導入などについての情報の整理
- ③ 産業部門（特に鉱業セクター）におけるエネルギー・トランジションの動向について情報の整理
- ④ 運輸部門（特に自動車）におけるエネルギー・トランジションの動向について情報の整理
- ⑤ 民生部門（特にウランバートル市内のゲル地区向け暖房）におけるエネルギー・トランジションの動向について情報の整理

(3) 国内に賦存するエネルギー資源の種類・量についての情報を収集・整理

(4) 一次エネルギーに関する統計情報の確認とそれらを踏まえた中長期(2050年まで)の最終エネルギー消費予測の作成¹¹

- ① モンゴルのエネルギー需給構造を確認し、既存のエネルギー需要予測・供給計画をレビューする。
- ② 運輸交通部門、産業部門、民生部門のエネルギー効率と省エネルギー政策の現状把握のうえ、省エネポテンシャルを確認する。調査にあたり、モンゴル政府関係機関におけるエネルギー統計データの収集・管理体制を確認する。
- ③ 複数の経済成長シナリオに基づく2050年までの最終エネルギー消費予測を作成する。
- ④ 上記③で作成した最終エネルギー消費予測に対応する複数エネルギー供給シナリオを作成し、温室効果ガス排出削減に資する、省エネルギー促進、再生可能エネルギー導入、石炭低炭素利用(CCUS)、新型原子炉等の選択肢から、推奨する優先技術・方策を特定する。

(5) モンゴル側関係者の本邦招聘(1)

水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、新型原子炉等日本が先行する先端技術等に係る政策、技術開発動向等についてモンゴル側関係者の理解を深めるため、実施機関、関係機関の関係者を日本に招聘する(1回)¹²。なお、実施時期については2024年夏頃に予定されているモンゴル国内の総選挙後、関係機関の体制が固まり次第速やかに実施することとする(2024年9~11月頃)。なお、事前に視察先、招聘対象者等はJICAと確認したうえで決定・実施すること。

(6) インテリムレポート(1)

(2)~(5)の結果を整理し、特に(4)を踏まえて、21世紀後半にカーボンニュートラルを達成するために必要な新技術導入のロードマップ素案を作成し、JICAと協議して決定する。

(7) 実地踏査、関係機関等との面談

必要に応じて実地踏査を実施して情報収集を行う。さらに、実地踏査及びインテリムレポート(1)の分析結果をモンゴル側の実施機関、関係機関との面談で説明し、モン

¹¹ 本資料には想定される予測値作成プロセスを記載しているが、具体的により精緻な手法での提案が可能な場合はプロポーザルで提案すること。

¹² 具体的な日本国内における視察先候補及びその選定理由についてプロポーザルで提案すること

ゴル側の政策や開発ニーズを踏まえた今後の方向性について聞き取り及び意見交換を行い、今後の方針に係るモンゴル側との共通理解を明確化する。

(8) インテリムレポート(2)

(7)の活動を踏まえ、開発ニーズの高い優先分野を絞り込む。

(9) モンゴル現地でのビジネスツアーの実施

(8)で絞り込んだ分野に関する知見／技術を有する有識者、本邦企業をコンサルタントがJICAの確認を経て選定し、モンゴル国内でのビジネスツアーを実施する。有識者、本邦企業による現地事情把握やモンゴル政府機関との意見交換等を目的とする。また、ビジネスツアー中にセミナーを開催し、モンゴル国内の関係者向けに参加者が有する知見・技術等を紹介する機会を設ける。¹³なお、ビジネスツアーに参加する有識者は、目安として5名、5日間を想定しており、必要経費はJICAが負担する。

(10) エネルギー・トランジションロードマップ及びアクションプランの作成

上記の結果を踏まえ、エネルギー・トランジションに係るロードマップ、及び分野毎のアクションプランを作成する。モンゴルにおいて、エネルギー・トランジション全体に必要となる、制度・体制、中核人材育成について、それぞれ必要な事項を中心に整理・分析する。また、実際の導入までの望ましいプロセスを短期・中期・長期で分け、ロードマップという形で取りまとめる。また、各分野の対応事項をアクションプランとして整理する。作成にあたっては、分野毎にモンゴルのエネルギー・トランジションに資する技術や知見を有する本邦企業、本邦有識者等の意見を可能な限り取り入れるよう留意し、日本とモンゴルの本分野に係る協働体制の構築に資する計画になるよう配慮する¹⁴。

(11) モンゴル政府関係者の本邦招聘(2)・(3)

ロードマップ、アクションプランの作成対象となる分野の知見を、モンゴル側関係者が深めるため、モンゴル側関係機関を日本に招聘する¹⁵。分野毎に参加者、渡航を分け、

¹³ 具体的な訪問先等候補についてプロポーザルで提案すること。

¹⁴ モンゴルにとってのロードマップ／アクションプランを作成する一方、今後の協力を検討する観点で、本邦技術や本邦が持つ知見を活用できる分野であることが望ましい。モンゴル側のニーズと日本側のリソースがマッチする分野について、どのように調査し、作成していく方針か、具体的にプロポーザルで提案すること。

¹⁵ アクションプラン作成対象となる想定分野をピックアップし、それぞれ具体的な日本国内における視察先候補及びその選定理由についてプロポーザルで提案すること

計2回、時期を分けて実施する。なお、事前に視察先、招聘対象者等はJICAと確認したうえで決定・実施すること。

(12) セミナー／ワークショップの開催

調査結果をモンゴル国内向けに周知するため、セミナー／ワークショップを開催する。セミナー／ワークショップの開催にあたっては、日本からの有識者、民間企業等の登壇を想定し、日本、モンゴル国内での広報活動を積極的に行う。なお、セミナー／ワークショップに参加する有識者等は、目安として5名、5日間を想定しており、必要経費はJICAが負担する。

(13) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

調査結果等について情報を整理し、(10)で作成したロードマップ、アクションプランをモンゴル側と協議の上最終化する。また、作成したロードマップ及びアクションプランの中から、JICAによる協力可能性が高い案件または分野（技術協力、無償資金協力、有償資金協力それぞれ）を特定し、リストアップしたものを含め、ドラフトファイナルレポートとしてまとめる。

(14) ファイナルレポートの作成・提出

(13)で行うモンゴル側との協議を踏まえ、レポートを最終化し、提出する。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、7を成果品とする。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数及び形式
1	業務計画書	2024年4月上旬	日本語電子データ
2	インセプションレポート	契約締結後1か月を目途とする。	日本語3部、モンゴル語5部
3	インテリムレポート(1)	第一次現地調査より帰国後2週間以内	日本語3部、モンゴル語5部(簡易製本)

4	インテリムレポート（2）	第二次現地調査より帰国後2週間以内	日本語3部、モンゴル語5部（簡易製本）
5	エネルギー・トランジションロードマップ及びアクションプラン	セミナー／ワークショップ開催の2か月前	日本語3部、英語電子データ、モンゴル語5部（簡易製本）
6	ドラフトファイナルレポート	セミナー／ワークショップ開催より帰国後1か月以内	日本語電子データ一式
7	ファイナルレポート	2026年3月下旬	日本語5部、英語10部、モンゴル語5部（製本）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容 ¹⁶	特記仕様書案での該当条項
1	モンゴル側実施機関、関連機関との緊密に連携するための手法及び工夫	第3条 調査実施の留意事項(1)
2	本邦技術の活用に関する分析のプロセス等	第3条 調査実施の留意事項(3)
3	中長期人材育成ニーズを確認する際のプロセス	第3条 調査実施の留意事項(5)
4	モンゴル政府関係者の本邦招聘に係る視察先候補、モンゴル現地でのビジネスツアー実施に係る訪問先候補	第4条 調査の内容(5)、(9)、(11)
5	エネルギー・トランジションロードマップ・、アクションプラン作成の方針	第4条 調査の内容(10)
6	モンゴルにおける2050年までの最終エネルギー消費予測の作成方法	第4条 調査の内容(4)

¹⁶ 第3条 調査実施の留意事項を参照の上、作成すること。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：エネルギー政策

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年4月上旬から2026年4月末まで本業務を実施することを想定する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約39.25月

「本邦招へい（計3回分）に関する業務（0.3人月）を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

2) 渡航回数を目途 全45回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- エネルギー需要想定に係る基礎的調査
- エネルギー資源に係る基礎的情報
- 電力開発計画に係る基礎的調査
- カーボンニュートラル政策（運輸セクター）に係る基礎的調査
- カーボンニュートラル政策（産業・鉱業セクター）に係る基礎的調査
- カーボンニュートラル政策（住宅セクター）に係る基礎的調査

※現地再委託を行う場合、コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき手続きを行います。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- 「電力系統の低・脱炭素化と安定化のための情報収集・確認調査」

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12342259.pdf>

- 「工学系高等教育支援事業」

<https://www.jica.go.jp/oda/project/MON-P11/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（日本語⇄モンゴル語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

144,335,000円（税抜）

なお、定額計上分 17,947,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地ビジネスツアー開催	第2章第5条(9)	4,308,000円	会場費、同時通訳、通訳機器、登壇者謝金(5名分)、登壇者旅費、登壇者日当、登壇者宿泊費	一般業務費
2	セミナー／ワークショップの開催	第2章第5条(12)	4,308,000円	会場費、同時通訳、通訳機器、登壇者謝金(5名分)、登壇者旅費、登壇者日当、登壇者宿泊費	一般業務費
3	資料等翻訳費		1,466,000円	モンゴル語文書の英訳・日本語訳、及び英語文書・のモンゴル語訳	一般業務費(資料等翻訳費)
4	再委託にかかる費用	2. 業務実施上の条件(3)	4,620,000円	委託調査	現地再委託費
5	本邦招へいにかかる経費(計3回分)	第2章第5条(5)、(11)	836,000円 2,409,000円	直接経費、および受入期間の業務人月(4号を想定)0.3人月の報酬	⑤報酬 ⑥国内業務費

※謝金については、コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドラインを参考にしてください。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)